

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課介護保険班長

居宅介護支援費における初回加算（ ）の算定要件について

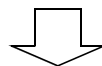
このことについて、平成18年6月6日付け老計発第0606001号「平成18年度介護報酬改定関連通知の正誤について」により、老企第36号（平成12年3月1日）が、下記のとおり訂正されましたので、内容をご確認のうえ、適正な介護保険業務の運営を行ってください。

記

1．初回加算（ ）の算定要件の訂正内容

《訂正前》

新規に認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合
要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合



について一部訂正

《訂正後》

新規に居宅サービス計画を作成する場合
要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の訂正による。

2．具体的な取扱い

(1) 下記事例については、初回加算（ ）が算定可能。

事業所が変更になった時

過去給付管理が発生していた被保険者が非該当となり、再び要介護認定を受けた時
入院により、給付管理が一時的に途絶えていた被保険者が、退院をした時

なお、及び については、新たに居宅サービス計画を作成する事業所が、過去に作成実績のある事業所であっても算定可能。また、 については、居宅介護支援契約の継続の有無、及び被保険者の要介護度変更の有無について、算定の要件として問わない。

(2) ただし、上記(1)の要件を満たす場合であっても、次の点についてよく検討し、初回加算（ ）の算定が真に適正であるか判断を行うこと。

対象となる居宅サービス計画が実質的に「新規」であるのか。

例えば、入退院を繰り返すことにより給付管理が発生しない時期が頻繁にあり、また被保険者の状態に変化がなく、ケアプランも前回作成の内容と特に変更がない場合は「新規」に該当しない。

アセスメントを適正に行い、当該記録を整備しているか。